

函館市障害者地域生活支援事業の事業者指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が障害者地域生活支援事業を実施するにあたり、事業者の指定または選定（以下「指定等」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）、函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第17号。以下「支援センター基準」という。）および函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第18号。以下「福祉ホーム基準」という。）ならびに函館市障害者地域生活支援事業実施要綱（以下「市要綱」という。）に基づくほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 市要綱に基づき実施する障害者地域生活支援事業のうち、本要綱において規定する事業（以下「支援事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 日常生活用具給付等事業
- (3) 移動支援事業
- (4) 地域活動支援センター事業
- (5) 精神障害者福祉ホーム事業

(6) 日中一時支援事業

(7) 代筆・代読支援員派遣事業

(指定等の要件)

第3条 支援事業の指定等を受けられる事業者は，社会福祉法人等の法人格を有し，次に掲げるそれぞれの事業の要件を満たしていなければならない。

(1) 相談支援事業

法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者もしくは法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者または児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(2) 日常生活用具給付等事業

ア 市の区域内において，本店，支店，営業所または出張所（以下「事業所等」という。）を有し，または市の区域内に事業所等を有していないが，市の隣接地域に事業所等を有する等，利用者の利便その他事業の適正な運営が確保されるものと市長が認めた事業者で，現に用具の販売等を行っており，かつ，次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 市の入札参加資格者（有資格業者登録済）であり，かつ用具の確保が容易にできること。

(イ) 市の補装具業者であり，かつ，用具の確保が容易にできること。

イ 前項の規定にかかわらず，先進的な技術等を駆使し，障害特性に配慮した機器を扱う事業者で，特に市長が認めた者

(3) 移動支援事業

ア 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり，居宅介護等個別給付のサービス提供を行う指定事業者

イ その他，市長が必要と認める者

(4) 地域活動支援センター事業

規模，設備および職員配置が支援センター基準に掲げる基準を満

たしている者

(5) 精神障害者福祉ホーム事業

規模，設備および職員配置が福祉ホーム基準に掲げる基準を満たしている者

(6) 日中一時支援事業

ア 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

イ その他，市長が必要と認める者

(7) 代筆・代読支援員派遣事業

ア 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり，同行援護または居宅介護等のサービス提供を行う指定事業者

イ その他，市長が必要と認める者

(指定等の申請等)

第4条 前条の支援事業の指定等を受けようとする者は，別記第1号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には，別表に掲げる支援事業ごとの書類を添付しなければならない。

3 市長は，第1項の申請があった場合において，指定等をする事としたときは別記第2号様式の通知書により，指定等をしないうとしたときは別記第3号様式の通知書により，当該申請をした者に通知するものとする。

(指定等内容の変更)

第5条 前条第3項の指定等を受けた事業者（以下「指定等事業者」という。）は，指定等の内容に変更があった場合には，別記第4号様式の届出書を変更のあった日の翌日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には，変更事項に応じ市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は，第1項の届出書の提出があった場合において，受理したときは別記第5号様式の通知書により，当該届出をした者に通知するものとする。

(事業の廃止等)

第6条 指定等事業者は、指定等を受けた事業の廃止、休止または再開した場合には、別記第6号様式の届出書をそれぞれの日の翌日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の再開の届出の場合において、当該事業に係る従業者の勤務の体制または勤務の形態が休止前と異なるときは、再開後の勤務の体制または勤務の形態に関する書類を添付しなければならない。

(指定等の取消し)

第7条 市長は、指定等事業者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合には、指定等の取消し（以下「取消処分」という。）をすることができる。

2 市長は、前条の取消処分を行う場合は、取消処分の予定者等に対し、函館市聴聞手続規則（平成6年函館市規則第53号）の規定により聴聞を行わなければならない。

3 市長は、取消処分を行ったときは、当該取消処分を受けた者に対し別記第7号様式の通知書により通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(取消処分の情報提供)

第8条 市長は、取消処分を行ったときは、当該取消処分を受けた者が行っていた障害者地域生活支援事業の活動区域に所在する市町村に対し、当該取消処分について、書面等により提供するものとする。

(帳簿の整理等)

第9条 指定等事業者は、利用記録、職員、会計、その他事業の運営に関する書類を整理保存し、当該事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 指定等事業者ならびにその職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た第2条の事業の利用者またはその家族（以下「利用者等」という。）に関する情報を他に漏らしてはならない。

- 2 指定等事業者は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等に関する情報を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および児童福祉法に基づく日常生活用具の給付等事業または補装具の給付事業において選定した事業者については、平成19年3月31日までの期間、この要綱の規定により選定された事業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。